

商品名	
保証会社	○一般社団法人しんきん保証基金
ご利用いただける方	<p>○次の要件全てに該当する方</p> <p>①当金庫の営業地区内に居住または勤務している方</p> <p>②申込時の年齢が満20歳以上の方</p> <p>③安定継続した収入がある方</p> <p>④次のいずれにも該当しない方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方</li> <li>・ 租税を滞納して催促を受けた方、または保全差押を受けた方</li> <li>・ 延滞債務のある方</li> <li>・ 手形交換所の取引停止処分があった方</li> <li>・ 信用を失墜した方</li> <li>・ 制限行為能力者である方</li> <li>・ 反社会的勢力</li> </ul> <p>⑤当金庫が貸付を実行して差し支えないと認められること</p> <p>⑥日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者</p> <p>⑦職域サポート制度（※）を導入した事業所に働く経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規社員でも可）</p> <p>※職域サポート制度＝当金庫のパートナー協定 当金庫が事業所と合意のうえ、従業員等の福利厚生や取引深耕を目的として、当該事業所の従業員等に対して各種ローンの金利優遇等を行う制度。</p> <p>⑧一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方</p>
お使いみち	<p>○健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当するもの</p> <p>①申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする資金</p> <p>②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れた証書貸付型消費者ローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>③申込人が当金庫から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金（当座貸越型消費者ローンを解約する場合に限る）</p> <p>※他金融機関から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金は対象外</p>
ご融資金額	○500万円以内
ご融資期間	○3ヶ月以上10年以内
ご融資利率 (取り纏め資金以外)	<p>○固定金利型 利率 年3.30%～5.50%</p> <p>※取引優遇金利最大割引幅 年2.00%の優遇可</p> <p>※パートナー協定等優遇金利 年0.20%以内の適用可</p>

商品名		○パートナーローン		
ご融資利率 (取り纏め資金)	資金用途の内、取り纏めが50%以上の場合に適応 ○固定金利型 利率 年5.30%~7.50% ※取引優遇金利最大割引幅 年2.00%の優遇可 ※パートナー協定等優遇金利 年0.20%以内の適用可			
金利割引対象項目	○金利割引項目			
	金利割引項目		対象	金利割引
	1	日本海しんきんで給与振込または年金の受取をご指定いただいている方(新規も可) ※ただし、「給与振込」に関しては、勤務先の事情により「給与振込」指定ができない場合に限り、定額自動送金契約(毎月5万円かつ返済額以上)を可とする	お申込人様	▲1.0%
	2	日本海しんきんの会員の方(出資金額10,000円以上)	お申込人様	▲0.2%
	3	日本海しんきんで住宅ローンをご利用いただいている方	お申込人様 または 配偶者様	▲0.4%
	4	カードローンの契約者または新規にご契約申込される方	お申込人様	▲0.2%
	5	住宅ローン、カードローン以外の消費者ローンをご利用いただいている方	お申込人様	▲0.2%
	6	VISA 一体型カード「デュエット」の所有者または新規に申込される方	お申込人様	▲0.2%
	7	口座振替契約(5大公共料金・保険料[国保、生保、損保、共済]、国民年金掛金、税金)が2項目以上ある方(新規契約も可) ※クレジットでの支払は、明細書で当庫口座から引落が確認できるのを可とする	お申込人様	▲0.2%
	8	ファミリーサポート定期積金の契約者の方、または1万円以上×5年の定期積金の契約者の方	お申込人様	▲0.2%
	9	個人IBの契約者の方	お申込人様	▲0.1%
10	フレッシュヤーズ(新社会人)の方	お申込人様	▲0.2%	
<b>金利最大割引幅</b>			<b>▲2.0%</b>	
貸付形式	○証書貸付			
ご返済方法	○毎月元金均等・元利均等割賦返済(6ヶ月以内での据置可) (6ヶ月ごとの増額返済も可能ですが、融資金額の50%以内かつ1万円単位となります)			
連帯保証人・担保	○不要			
保証料率	○年0.48%(毎月払方式) ※ご融資利率に含まれます。			
遅延損害金	○年14.60%			

商品名	○パートナーローン
支払方法	○購入先等に振込 ※融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは当庫の判断で振込しなくても可
勤務実態の確認	当金庫が申込人の勤務実態を把握していない場合は、次の①または②により確認する ① 源泉徴収票、保険証等により、勤務先がパートナー協定先事業所であることを確認し、その確認資料の写しを保管する ② 当金庫が勤務先に架電のうえ、申込人がパートナー協定先事業所に勤務していることを確認し、その架電内容を記録する 《勤務実態の把握》 ・パートナー協定先事業所で申込を受け付けた（申込経路が「得意先（職場）」） ・当金庫に給与振込口座があり、かつ、給与振込先がパートナー協定先事業所である ・当金庫の勘定系システム等で保有する顧客データの勤務先がパートナー協定先事業所である
必要書類	○本人確認資料（写） 運転免許証表裏＜運転免許証を所持していない場合は、個人番号カード（表）、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード表裏、運転経歴証明書表裏＞
その他	○詳しくは、当金庫窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。 ○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。
対象外となるお使いみち	○支払先が、申込人が経営または勤務する事務所 ○個人間売買による購入費用 ○支払済資金 ○株式取得資金（自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含む） ○投機的な性格の資金（ギャンブル等に用いられる資金も含む） ○税金支払資金 ※例外として、当庫を窓口として納付される相続税・贈与税は保証対象 ○転貸資金（申込人から第三者への転貸資金） ○旧債返済資金（上記お使いみち②③に該当するものは除く）
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0855-22-1851）にお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲介センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申し出ください。

## 日本海信用金庫